
第一回理事会に先立っての連絡事項

2019.5.23 北大生協・理事会室

■ 総代会へのご出席お疲れ様です。

今後一年間よろしくお願いいたします。

この後、総代会終了後に第一回監事会が開催されます。そのあと、第一回理事会を開催いたします。

開催までに議案に目を通していただきますようお願いいたします。

■ 手続きのご案内

新任の役員の方には宅建免許（北大生協所持）の更新に必要な書類の提出が必要です。詳細は、すでにお渡ししている『役員推薦受諾にあたり必要な書類ご記入のお願い』に掲載しています。5月31日（金）までにご用意いただきますようお願いいたします。

■ 第一回理事会の議事録に署名をお願いいたします。

理事会終了後に議事録を用意いたしますので、お手数ですが順次署名をお願いいたします（念のため2部用意しています）。なお議事録への署名は第一回理事会議事録のみです。第二回以降の理事会議事録については理事会議案にて案内しております「代理押印方式」で作成いたします。

■ 学生の新任役員の皆さまには、学習会への参加をぜひお願いいたします。

第1回新任役員研修会は、対象者の半数の参加でしたので、不参加の方を対象に改めて日程調整をさせていただきます。

また、第2回新任役員研修会について後日ご案内いたします。

再任の理事の方々にもご案内いたしますので、ご自身の経験を伝えていただければと思います。

■ 次回理事会

6月26日（水） 18:15より 工学部ラウンジ にて開催します。

理事会終了後引き続き、新旧役員歓送迎会を開催いたします。

あわせてご参加ください。

以上

第 1 回定例理事会

日時：2019 年 5 月 23 日（木）18：40～20：10（予定）

場所：工学部オープンホール

理 事	柿澤 宏昭	農学研究院 教員		理 事	中山 拓登	農学院 修士 1 年	
理 事	吉見 宏	経済学研究院 教員		理 事	豊原 涼太	工学部 学部 4 年	
理 事	小助川 誠	生活協同組合 職員		理 事	伊藤 凌	理学部 学部 4 年	
理 事	大道 元	工学系事務部 職員		理 事	阪上 佑真	文学部 学部 3 年	
理 事	寺澤 睦	医学系事務部 職員		理 事	安藤 亮博	農学部 学部 3 年	
理 事	工藤 勲	水産科学研究院 教員		理 事	今井 彩乃	文学部 学生 3 年	
理 事	羽山 広文	工学研究院 教員		理 事	高橋 廉	理学部 学生 2 年	
理 事	川上 豊	理学生命科学事務部 職員		理 事	奥山 莉子	工学部 学生 2 年	
理 事	山崎 幹根	公共政策大学院 教員		監 事	坂爪 浩史	農学研究院 教員	
理 事	笠原 敏史	保健科学研究院 教員		監 事	江戸 将風	経済学部 学部 3 年	
理 事	谷 遼大	法学研究科 博士 2 年		監 事	小山 ひなの	経済学部 学部 3 年	
理 事	高橋 真太郎	文学研究科 修士 2 年		監 事	三上 苑子	経済学部 学部 3 年	
理 事	稲垣 征哉	環境科学院 修士 2 年		監 事	久保 淳司	経済学研究科 教員	

スタッフ	寺本 えりか	文学部 学部 2 年		スタッフ	青木 直史	情報科学研究院 教員	
スタッフ	高木 暉馬	農学部 学部 2 年		スタッフ	間宮 春大	北方生物圏フィールド 職員	
スタッフ	石原 誠一郎	先端生命科学研究院 教員		スタッフ	山口 桂	遺伝子病制御研究所 職員	
スタッフ	有田 真理子	理学生命科学事務部 職員		スタッフ	林 忠一	北方生物圏フィールド 職員	

専務補佐	鏡 秀隆	北大生協 職員		マネージャー	本間 寛	生協職員 購買部門	
専務補佐	嶋崎 聡	事業連合 職員		マネージャー	出野 暢一	生協職員 食堂部門	
				マネージャー	大矢 かおり	生協職員 書籍部門	
				マネージャー	村田 礼二	生協職員 クラークサービス部門	
				スタッフ	金森 達也	生協職員 理事会室	

北 海 道 大 学 生 活 協 同 組 合

2018 年 5 月 17 日

理事・監事 各位

北海道大学生協同組合
理事長 柿澤 宏昭

2018 年度第 1 回定例理事会開催のご案内

拝啓

新緑の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標題の理事会を以下のとおり開催致します。ご多忙の事と存じますが、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお新任（予定）理事・監事のみなさまは初めての理事会となります。不明な点などございましたら生協理事会室までお問合せくださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日時 5 月 23 日（木） 19:30～20:00（予定）
2. 場所 北海道大学 工学部オープンホール
3. 予定議案
議決事項 第 1 号議案 役員等選任および代行順序決定の件
 第 2 号議案 顧問選任および幹部職員任命の件
 第 3 号議案 組織委員等任命の件
 第 4 号議案 理事会委員会設置の件
 第 5 号議案 役員報酬および組織委員手当等決定の件
 第 6 号議案 組織委員会等および監事の活動に要する予算確認の件
 第 7 号議案 短期借入金上限額決定の件
報告事項 1 監事会報告
報告事項 2 理事会議事録の迅速な作成のための「代理押印承諾方式」について
報告事項 3 2018 年度理事会等会議日程について
 その他

※ 理事会終了後、工学部食堂の総代懇親会会場にて総代の皆さんとの懇親会に
合流します。軽食も用意しておりますので、ぜひあわせてご参加ください。
（懇親会は 20 時 30 分頃までを予定しています）

出欠の返信は、電子メールにてお願いいたします。

seikyoku@coop.hokudai.ac.jp

以上

取扱項目	案件	起案者
議決事項 1	役員等選任および代行順位決定の件の件	小助川

(1) 理事長・副理事長・専務理事を以下のとおり互選します。

理事長 柿澤 宏昭（農学研究院教員）
副理事長 吉見 宏 （経済学研究院教員）
専務理事 小助川 誠（生協職員）

＜参考＞ 監事の互選による監事会議長

監事会より報告（坂爪 浩史（農学研究院教員） 予定 ）

(2) 常務理事を以下のとおり互選します。（定数 4～7 名）

笠原 敏史 （保健科学研究院教員・教職員委員長）
谷 遼大 （法学研究科博士 2 年・前常務理事）
高橋 真太郎 （文学研究科修士 2 年・前常務理事）
中山 拓登 （農学院修士 1 年・元常務理事）
安藤 亮博 （農学部学生 3 年・前常務理事）
高橋 廉 （理学部学生 2 年・次期学生委員長）
稲垣 征哉 （環境科学院修士 1 年）

(3) 代表理事の選任

代表理事を、柿澤理事長・小助川専務理事とします。

代表理事・理事長：組織運営上の組合員との関係、大学との関係、社会的な広報等の場面、訴訟の場面で、生協を代表します。

代表理事・専務理事：金融機関や仕入先との関係、生協職員や労働組合との関係で、生協を代表します。

(4) 理事長・副理事長・専務理事および常務理事に事故あるときの代行的順序について、以下のとおり決めます。

第一順位 教職員副理事長
第二順位 専務理事
第三順位 教職員常務理事（その時点の教職員常務理事の中で氏名の 50 音順）
第四順位 教職員理事（その時点の教職員理事の中で氏名の 50 音順）

取扱項目	案件	起案者
議決事項 2	顧問の選任および幹部職員任命の件	小助川

(1) 顧問を以下のとおり選任します。

選考基準（定款より）：理事長・副理事長・監事会議長などを経験した方

榎戸 武揚（元理事長）

太田 幸雄（元理事長）

木村 純（前理事長）

高橋 光彦（前監事会議長 日本医療大）

濱田 康行（元理事長 全国大学生協共済連会長 はまなす財団理事長）

福地 保馬（元理事長 現産業医）

辞任された方：飯沢理一郎様（故人）、中村睦男様

五十音順 敬称略

(2) 幹部職員の任命

幹部職員を次のとおり任命します。

専務補佐（兼 水産支部長） 鏡 秀隆

取扱項目	案件	起案者
議決事項 3	組織委員等任命の件	小助川

1. 以下のとおり各委員を任命します。

(1) 学生委員会

19 委員長	高橋 廉	理学部 学生 2 年
企画委員	安藤 亮博	農学部 学生 3 年
企画委員	今井 彩乃	文学部 学生 3 年
企画委員	奥山 莉子	工学部 学生 2 年
委員	大黒屋 宗記	法学部 学生 3 年
委員	原 拓也	工学部 学生 3 年
委員	原田 佳子	経済学部 学生 3 年
委員	上田 千聖	法学部 学生 2 年
委員	小黒 浩平	農学部 学生 2 年
委員	黒須 大樹	理学部 学生 2 年
委員	小林 希	文学部 学生 2 年
委員	今野 有彩	文学部 学生 2 年
委員	高木 暉馬	農学部 学生 2 年
委員	寺本 えりか	文学部 学生 2 年
委員	難波 智也	工学部 学生 2 年
委員	羽山 泰右	工学部 学生 2 年

1 年生の学生委員については 9 月の理事会で任命します。

(2) 教職員委員会

委員長	笠原 敏史	保健科学研究院 教員
委員	山口 桂	遺伝子病制御研究所 職員
委員	青木 直史	情報科学研究院 教員
委員	間宮 春大	北方生物圏フィールド科学センター 職員
委員	石原 誠一郎	先端生命科学研究院 教員
委員	有田 真理子	理学・生命科学事務部 職員
委員	林 忠一	北方生物圏フィールド科学センター 職員
スタッフ	兎内 勇津流	スラブ・ユーラシア研究センター 教員
スタッフ	鍛冶 傑	理学・生命科学事務部 職員
スタッフ	高橋 明子	高等教育推進機構事務 職員

(3) 院生委員会

委員長	高橋 真太郎	文学研究科 修士 2 年
委員	和泉 優大	公共政策教育部 専門職学位課程 2 年
委員	熊谷 まりな	総合化学院 修士 2 年
委員	小池 優	農学院 修士 2 年
委員	中村 謙太	経済学院 修士 2 年
委員	吉田 有希	保健科学院 修士 2 年
委員	谷 遼大	法学研究科 博士 2 年
委員	稲垣 征哉	環境科学院 修士 1 年
委員	越智 亮太	情報科学院 修士 1 年
委員	中山 拓登	農学院 修士 1 年
委員	松村 拓哉	工学院 修士 1 年
委員	松本 啓太郎	文学院 修士 1 年

(4) 留学生委員会

	リ ジェ フン	工学部
委員	コウ セン ティン	法学研究科
委員	シュ エンイツ	教育学院
委員	ファム アン	
委員	アリエフ ガビル	経済学院
委員	アトウペリエ	
委員	トウティ アラウィヤー	国際広報メディア観光学院
委員	アミル ウバイダ	工学部
委員	クラク バルトツシュ	
委員	アハメド イシュラク	
委員	ジャン イヌ ムハメット	
委員	コウ カユ	

留学生委員の手当支給については、活動への参加状況により月単位で支給しない措置を取ることが出来るものとします。別紙附則参照。

【附則】 留学生委員会での確認事項

留学生委員会は委員を任命するにあたって 3 ヶ月のオブザーバー期間を設けています。

その間に下記の内容を都度お伝えして、委員としての活動スタイルやマナーなどを理解してもらいます。

(国や文化の違いで、あらためて確認してはじめて理解できる留学生もめずらしくありません。)

また委員会内でも定期的に下記内容を確認しています。

<委員になるオブザーバーの資格>

- 1) 生協の組合員(メンバー)である。
- 2) 日本語が理解できて、日本語で会話ができる。
- 3) 委員会に出席する。
- 4) 委員会の活動に積極的に参加する。
- 5) 職員からのメールや電話に出られない時は、メールでの返信やあとで電話をかける。
- 6) イベントごとに交代でリーダーになって、職員とよく打合せをして積極的に活動する。
- 7) 委員会やイベントを欠席するときは、必ず事前に連絡をする(急な場合は、その時に必ず連絡する)。
- 8) 北大の留学生に、楽しい場を提供したり生活の支援になる事を心から考えて活動をする。
- 9) 留学生が北大生協を知り、留学生と北大生協がわかりあえることを考え工夫する。
- 10) 委員会やイベントに参加して活動すると次の月の25日に8,000円の手当てが支給されますが、参加しないと0円、何も支給されません。

- ※ 留学生委員会では 2008 年度より明確に委員会ルールとして運用しています。
- ※ 当時は教職員委員会や院生委員会でも同様の議論があり、同じルールで運用していた時期もありました。
- ※ 第一回理事会での留学生委員会の附則として確認します。

2. 理事会スタッフの任命

以下のとおり理事会スタッフを任命します。

高木 暉馬	農学部 学生2年
寺本 えりか	文学部 学生2年
青木 直史	情報科学研究院 教員
間宮 春大	北方生物圏フィールド科学センター 職員
石原 誠一郎	先端生命科学研究院 教員
有田 真理子	理学・生命科学事務部 職員
林 忠一	北方生物圏フィールド科学センター 職員
山口 桂	遺伝子病制御研究所 職員

取扱項目	案件	起案者
議決事項 4	理事会委員会の設置の件	小助川

◎理事会委員会として「環境課題推進委員会」を設置します。

- 定例委員会では、2004 年 6 月制定の環境配慮促進法に基づき、北大生協内の事業・組織活動が環境に配慮したものかについての調査研究・是正指示を行います。
- 当委員会設置後（2005 年）に行ってきたレジ袋削減やクールビズ見学会など従来の環境活動^{*1}を引き継ぎつつ、北海道大学サステナブルキャンパスマネジメント本部、学内環境団体との連携をとりながら、北大キャンパス中央エリアや生協会館エリアなどにおける組合員生活の改善・価値向上に向けた取り組み^{*2}を検討します（「緑のカーテン」など短期的な活動、2015 年度に実施した「学内福利厚生施設の環境負荷低減を目的とした調査と『学生の声』によるワークショップ」など生協が保有または運営に関わる既存施設の有効活用策の検討など長期的活動を含みます）。
- 6～7 月に 1 回目の委員会を持ち、年 6～8 回程度開催します。
- 委員長を伊藤凌さんとし、下記の者を委員とします。委員は理事・監事・理事会スタッフ・組織委員等で構成する他、大学の関連部署の教職員、環境問題に取り組む学内他団体の代表などの参加を妨げません。

委員長：伊藤凌（理学部 4 年）

委員：羽山広文（工学研究院教員） 石垣祐里奈（工学院修士 2 年）
高橋真太郎（文学研究科修士 2 年） 春名恭太郎（文学研究科修士 2 年）
植松実緒（工学院修士 1 年） 中山拓登（農学院修士 1 年）
稲垣征哉（環境科学院修士 1 年） 水谷圭佑（工学部 4 年）
竹淵啓祐（文学部 3 年） 高木暉馬（農学部 2 年） 高橋廉（理学部 2 年）

事務局：大内由美子（理事会室職員） 軸丸典彦（理事会室シニア職員）

- 上記の会議には、交通費と食事を支給します。
- 委員長には月 8,000 円の委員長手当を支給します。

*1 従来の環境課題推進委員会の活動

2015 年度環境課題推進委員会の規定「（１）環境課題推進委員会」を引用

- 各組織委員会や店舗、理事会室等で行われている多面的な活動について、有益なものは部署間の提携を強め、総合化を図る。（ごみナビ・レジ袋削減・全国環境セミナー・エコツアー・各種見学会なども視野に入れる。）
- 大学と連携し、学内での環境課題について取り組む際の窓口および起案などを行う（大学のサステナブルキャンパス推進本部^{*3}などとの連携を図る）
- 理事会に「2018 年度環境目標・課題」を提案し、その推進を図り、2017 年度環境報告書を作成する。

*2 北大生協ビジョンとアクションプラン -2020 年にむけて- より

- ・ ビジョン 3. 福利厚生に関する多面的な事業・活動を通じて、北大の近未来戦略の実現に貢献し、大学との相互協力関係の構築を目指します。
- ・ アクションプラン 3. 事業や活動を通じて、北大の近未来戦略の実現に寄与するとともに、大学との緊密なパートナーシップを構築します。

《実践項目》

- ☆ 中央厚生会館をはじめとする学内福利厚生施設と生協会館の機能と業態について検討を行い、大学の施設計画（キャンパスマスタープラン）に連動させた福利厚生の充実を大学とともにすすめます。
- ☆ 生協の事業の省エネ化、グリーン調達などを通して、サステイナブルキャンパス構築に貢献します。（（5）に共通）

取扱項目	案件	起案者
議決事項 5	役員報酬および委員手当等決定の件	小助川

◎ 2019 年 6 月より 2020 年 5 月までの役員報酬・手当等を次のとおりとします。

(1) ～ (6) の役員報酬等については、「役員の報酬・退職金等に関する規則」に基づき理事会が総代会に提案し、総代会で決められた上限額の範囲内で、理事会の判断を加えて決定します。(監事の報酬については監事の同意を得て理事会が決定します。)(1) ～ (6) の金額は「役員の報酬・退職金等に関する規則」どりの額です。また役員が委員会活動を担う場合は、別途報酬(手当相当額)を加算します。

<役員であることに対する報酬>

- (1) 理事長 月額 15,000 円
- (2) 副理事長 月額 11,000 円
- (3) 専務理事 月額 66.3 万円(前年月 73 万円)・1 年間の退職ポイント 66

役員の報酬等に関する規則では役員の号俸は固定となっています。

通勤交通費および共済手当は別途支給します。

- (4) 監事会議長 月額 11,000 円
- (5) 常務理事(非常勤) 月額 9,000 円
- (6) 上記以外の理事・監事 月額 4,000 円

なお専務補佐や他の生協の常勤理事である場合の理事には支給しません。

<各種委員会担当手当>

- (7) 学生委員手当(任を兼ねるものは該当手当をあわせて支給します)

- 1 学生委員(2 年生以上) 月額 8,000 円
- 2 学生委員(1 年生) 月額 5,000 円(9 月に任命後から)
- 3 新学期担当 月額 10,000 円

学生委員長が起案し理事長が決したときに新学期担当 1 名を置き支給、通常は通年で担当者を置きます。

- 4 学生委員長 月額 20,000 円
- 5 学生企画委員 月額 5,000 円

企画委員は 4 ～ 8 名程度を目安に、委員長と一体に学生委員会の運営にあたります。ただし、4 の任につく者には支給しません。

※ 個人別の手当の額は「1 または 2」に「3 ～ 5」を加えます。

- (8) 院生委員手当

- 1 院生委員長 月額 15,000 円
- 2 院生委員 月額 8,000 円 ※ 1 の任につく者には支給しません。

- | | | |
|------------|-------------|---------------------|
| (9) 留学生委員 | 月額 8,000 円 | ※ 委員長を選出しません。 |
| (10) 教職員委員 | | |
| 1 教職員委員長 | 月額 15,000 円 | |
| 2 教職員委員 | 月額 8,000 円 | ※ 1 の任につく者には支給しません。 |

＜交通費について＞

- ・第2回理事会以降の理事会および監事会に理事・監事・理事会スタッフが実出席する都度、1回2,000円の理事会交通費を支給します。ただし函館キャンパスから出席する理事については別途実費にて交通費を支給します。
- ・交通費を支給する理事会は1年間に12回、監事会は1年間に4回を上限とします。
- ・専務理事である者には交通費を支給しません。
- ・顧問が顧問会議に出席するときに1回2,000円の顧問会議交通費を支給します。
- ・教職員組織委員会スタッフには、総代会議開催の都度、2,000円の交通費を支給します。

＜新学期コアアドバイザー手当について＞

新学期活動にかかわる上級生組合員を「アドバイザー」集団として運営する幹部メンバーについて、下記の額を手当として支給することとします。メンバーの氏名及び期間については別途理事会で確認します。

新学期コアアドバイザー手当 5,000 円/月（想定期間 7 月～ 4 月） 10 名前後を想定します。

コアアドバイザーは新学期アドバイザー集団に対し以下の役割を担います。

- ・新人アドバイザー募集および教育研修
- ・部会の運営および準備
- ・生協職員との打合せ
- ・アドバイザーの勤務シフトの原案作成、シフト管理
- ・全国会議セミナーなどへの参加

取扱項目	案件	起案者
議決事項 6	組織委員会等および監事の活動に要する予算確認の件	小助川

(1) 組織委員会等の活動に要する予算

(千円)

	18 年実績	19 年予算
組織委員手当	5,451	6,056
学生	2,716	3,376
教職員	444	444
院生	788	1,020
留学生	1,120	1,120
教育文化費	5,922	5,835
学生	3,686	3,630
教職員	857	840
院生	551	515
留学生	475	475
共通	241	375

(2) 監事の活動に要する予算

監事から、監事の活動に関する費用として次の請求がありました。

監事の意思に基づき支出することを確認します。

年間 60 万円（監事役員報酬 32 万 4 千円を含む）

取扱項目	案件	起案者
議決事項 7	短期借入金上限額決定の件	小助川

◎ 以下のとおり 2019年度の、金融機関から借入する短期借入金上限額を定めます。

2019年度短期借入金上限額

8億円

※ なお 2018年度の短期借入金の累計額は 4 億 9,000 万円でした。

取扱項目	案件	起案者
報告事項 1	理事会議事録の迅速な作成のための 「代理押印承諾方法について」	小助川

理事会の議事録には、出席した理事・監事の全員が記名・押印（または署名）する必要があります。
北大生協では、議事録に関し「代理押印方式」・「理事会直後全員署名方式」を併用します。

■ 北大生協における代理押印方式の運用ルールを次のとおりとします。

- ア) 理事・監事に就任いただいた方全員分の印鑑を、生協の費用で購入し、理事会室の金庫で管理します。
- イ) 理事会終了後、生協理事会室から、理事会議事録案を、出席理事・監事全員にご案内します。（実際には専用の web サイトに掲載し、掲載した旨をメールでご案内することとし、欠席した理事・監事の方にも送信します。）そのメールの中で、「議事録案の内容に異議があるときは、1 週間以内にご返信いただきたい旨」も記載します。
- ウ) 1 週間以内に出席理事・監事のどなたから異議が出されたときは、生協理事会室で議事録案を修正する等の措置を採り、あらためてこの議事録案で良いかどうか全員にご確認します。どなたからも異議が出されなくなったときに、議事録の内容を確定します。
- エ) 確定した議事録案を専用の web サイトに掲載し、次のメールを理事会室から送信します。
○月の第○会理事会の議事録が確定しました。ご指示により生協理事会室に保管している印鑑を理事会室長が代理で押印しますので、「代理押印してください」の記載を残してこのメールにご返信ください。なお、代理押印ではなくご自身で捺印されるときは、その旨をご返信いただき、近日中に生協理事会室に印鑑をご持参ください。
 - > 理事会室長が議事録に代理押印してください お名前をここに→
- オ) 「代理押印してください」とのご指示があった方の分に関し、理事会室長が代理押印します。ご指示がない場合は代理押印せず、ご本人に捺印いただく等の措置を採ります。
- カ) 「代理押印してください」との返信をプリントアウトして、その後 1 年間保管します。

なお、議事録については、出席理事・監事全員が捺印等をするようになっていますが、出張等によりしばらく捺印できない方が数人いるからといって、そのことが議事録の効力に直ちに影響するわけではないものとします。

■ 理事会直後全員署名方式

報告や決定前の協議が中心で、議論が分かれる決定事項等がなかったときなどに、理事会の議事録を理事会終了直後に完成することができたときは、理事会終了直後に議事録に全出席者が署名する方式です。可能なときにはこの方式も活用します。

出欠確認の返信を必ずしてください。
返信のない方の弁当は用意しないことにします。

取扱項目	案件	起案者
報告事項 2	2019年度理事会等の日程について	小助川

(1) 理事会等は、次の日程を予定します。

理事会	日程	会場
第1回	5/23 (水)	工学部ラウンジ
第2回	6/26 (水)	工学部ラウンジ
第3回	7/17 (水)	会館店会議室
第4回	9/18 (水)	会館店会議室
第5回	10/16 (水)	会館店会議室
第6回	11/20 (水)	会館店会議室
第7回	12/18 (水)	会館店会議室
第8回	1/22 (水)	会館店会議室
第9回	2/19 (水)	会館店会議室
第10回	3/18 (水)	会館店会議室
第11回	4/22 (水)	会館店会議室
第12回	5/**	会館店会議室

常務会	日程	会場
第1回	6/19 (水)	会館店会議室
第2回	7/10 (水)	会館店会議室
第3回	8/21 (水)	会館店会議室
第4回	9/11 (水)	会館店会議室
第5回	10/9 (水)	会館店会議室
第6回	11/13 (水)	会館店会議室
第7回	12/11 (水)	会館店会議室
第8回	1/15 (水)	会館店会議室
第9回	2/12 (水)	会館店会議室
第10回	3/**	会館店会議室
第11回	4/15 (水)	会館店会議室
第12回	5/**	会館店会議室

顧問会議	日程	会場
第1回	7/12 (金)	工学部ラウンジ
第2回	1/10 (金)	工学部ラウンジ

※ 理事会開催は 18 : 15 開始 (2 時間程度) を基本とします。

※ 2020 年度通常総代会を、5 月 21 日 (木) に予定します。

(2) 理事会の議長

議長は、理事会において出席した理事からその都度選任します。

(3) 会場

北大生協会館 3 階会議室または工学部ラウンジを理事会の基本会場とします。ただしいずれも確保できない場合は生協会館多目的ホールやその他の会議室を使用する場合があります。

(4) オブザーバー参加

本間寛 (購買部門マネージャー)、出野暢一 (食堂部門マネージャー)、大矢かおり (書籍部門マネージャー)
村田礼二 (クラークサービス部門マネージャー)

設立趣意書

北海道大学生生活協同組合

敗戦後、新たな意志と目標とを持って再び学校に戻って来た学生を迎えたのは不完全経済の波であり、荒狂うインフレの波であった。その混乱のさなかに北海道大学協同組合は生まれた。「学園の自治」「学問の自由」を守るためには学生も教職員ともに、まず自らの生活を自らの手で守らねばならなかったのである。爾来十年、幾多の曲折はあったが北大協同組合は常に組合員相互の信頼をもとに組合員の総意によって運営され、学園の福利厚生施設の改善整備に、組合員の文化的、経済的生活の向上に大きな役割をはしてきた。

近来「戦後は終わった」ということが各方面で叫ばれ、特に昨年は経済界が、それこそ「神武以来の好景気」に湧いたといわれたが、私たちの生活は決して楽なものではない。むしろ国鉄運賃、消費者米価の値上げは直接間接を問わず、私たちの生活に大きな影響を与えている。しかも、よりよい学園生活の建設を目指す私たちの運動に対する圧迫は最近ますます激しさを加え、私たちの正当な権利を否定しさろうとしている。この時にあたり、私たちは協同組合の使命の重大さを改めて痛感するとともに、この組合の社会的な信用を一層高め、その基礎をより強固なものにしなければならないと考える。以上の理由から北海道大学協同組合は消費生活協同組合法に則り「北海道大学生生活協同組合」として新たに発足しようとするものである。

北大生協は、1947年（昭和22年）6月13日に、当時の大学厚生部が中心になり、「北海道大学協同組合」として、伊藤誠哉学長（当時）を初代理事長に設立された。このときに設立趣意書も作成されたのではないかと思われるが、史料が残っていない。

北海道大学協同組合は1957年（昭和32年）11月1日に法人化のための総会を行い、ここで名称を「北海道大学生生活協同組合」に改めこの設立趣意書を採択した。

1957年版の設立趣意書については何種類かの版が今日に伝わっている。（句読点や改行の位置、「とき」とするか「時」とするか、などの違いがある。）これは、1975年9月発行の「北大生協創立二十五年史」に掲載されている設立趣意書である。

（2006.06.23 専務理事 柳田記）

2016年5月26日通常総代会で改正を議決し、2016年6月14日に北海道知事から認可を受けた北海道大学生生活協同組合定款は以下のとおりです。

北海道大学生生活協同組合 定款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、北海道大学生生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、北海道大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項

の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求すること

ができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の10分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりににおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の10分の1を超えたときは、10分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 16人以上、21人以内

(2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところによ

り、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合の理事又は使用人

(2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による理事の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の議決があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明し

たときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選任しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長2名以内、専務理事1人及び常務理事4人以上7人以内を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長・副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長・副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長・副理事長・専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成したときは、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下決算関係書類という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告書を含む。)

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、前項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない

い。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。

3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、200人以上400人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集

する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第54条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資一口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第61条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第62条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知の

あった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び代表理事がこれに署名または記名押印する。

(解散又は合併の議決)

第66条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1箇月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事長が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、葉書・切手類、煙草、酒、プレイガイド、斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う生命共済事

業及び火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細表を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量

割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行うおうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学するものを除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲

載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日) この定款は1957年11月30日より施行する。1960年5月・61年5月・64年5月・64年11月・65年5月・67年5月・69年10月・76年11月・77年11月・78年5月・85年5月・86年5月・91年5月・92年5月・94年5月・01年5月・06年6月・08年2月・08年5月・09年6月19日・11年7月及び2016年5月一部改正施行する。―

2016 年 4 月 20 日の理事会で、理事会規則を次のとおり改正しました。

理事会規則

(総則)

第1条 この規則は消費生活協同組合法及び北海道大学生生活協同組合(以下「組合」という)の定款の規定にもとづき、理事会の運営に関する基本事項について定める。

(任務)

第2条 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務執行を監督する。

(構成及び出席)

第3条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席する義務を有し、意見を述べなければならない。ただし、議決及び選挙に加わることはできない。
- 3 理事会または理事長が必要と認めるときは、理事及び監事以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

(開催)

第4条 理事会は、理事会で確認する年間開催計画に基づき、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(招集者)

- 第5条** 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、定款第 28 条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者が招集する。(以下、理事長に事故あるときの措置についてはこれと同様とする。)
- 2 定款の定めるところにより、理事または監事が理事会の招集を請求したときは、理事長は、請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から2週間以内を会日とする理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事長が前項の招集のための通知を発しないときは、その請求をした理事または監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続き)

- 第6条** 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 前項による通知は、電子メール・ファックス等により行なうことができる。
 - 3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、第1項の規定に関わらず、招集の手続きを省略することができる。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから、そのつど選任する。

(成立要件及び議決要件)

第8条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席で成立し、その過半数をもって議決を行う。

- 2 理事は書面または代理人により議決権または選挙権を行使することができない。
- 3 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 第1項の議決には、議長も議決権を行使する。
- 5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事の全員が書面等において同意を意思表示し、監事からも異議が出されなかったときには、全ての理事から提案に同意する旨の書面が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(代表理事による議案の提出と議案の付議)

第9条 理事会への議案の提出は、代表理事が行う。

- 2 代表理事が議案を提出した場合、議長は議案の内容を説明させ、質疑・討論・採決を行う。(以上を「議案を付議する」と呼ぶ。)
- 3 代表理事が提出した議案の内容の説明・質問への回答は、代表理事または代表理事が指名した者が行う。

(代表理事以外の理事による議案の提出)

第10条 代表理事以外の理事は、次のいずれかの方法により議案を提出することができる。

- (1) 理事会の会日の8日前までに議案を文書で1部理事長に提出する(生協会館3階理事会室への到着をもって議案が提出されたものとする。)
 - (2) 理事会当日に議案を30部文書で議長に提出するか、口頭で簡潔明瞭に議案の内容を述べる
- 2 前項の提出があった場合、議長は議案を提出した理事に簡潔に議案の目的とする事項を述べさせ、議案を付議することに賛同者がいるかどうか確認し、議案を提出した理事のほか1名以上の理事が賛同した場合、付議することにつき採決を行う。出席理事の過半数の理事が付議することにつき賛成した場合、議長は議案を付議する。

(議案の質疑)

第11条 理事及び監事は、付議された議案に質問することができる。

(議案の討論)

第12条 理事及び監事は、付議された議案への意見・賛否を述べることができる。

(議案の修正)

第13条 議案を提出した理事は、採決に至る前にいつでも議案の内容を修正し、あるいは撤回することができる。

- 2 理事は、議案への修正案を発議することができる。議案の修正案が発議された場合、議長はこ

の修正案を支持する理事がいるかどうか確認し、発議した理事のほかに2名の理事が支持した場合、議長はこの修正案を付議する。

(議案の採決)

第 14 条 採決は、修正案・原案の順に、かつ、修正案が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なると議長が認めるものから順に行なう。

2 採決は、反対・賛成の順に挙手で行い、賛否の議決件数及び採決結果に異議をとどめた理事の氏名を確認する。ただし、討論の際に異議が出されなかった議案については、議長は全員一致で議決した旨宣言することができる。

3 前項の定めに関わらず、議長は任意に別の採決方法を選択することができる。

(動議)

第 15 条 理事は、いつでも次の動議を提案することができる。

(1)議長を解任し新議長を選任する動議

(2)報告・議案説明・質疑・討論を打ち切り、必要な場合直ちに採決を行う動議

2 前項の動議が提案された場合、議長は直ちにこの動議を支持する理事がいるかどうか確認し、提案した理事のほかに2名の理事が支持した場合、議長はこの動議の採決を行う。

3 動議は、実出席理事の過半数の賛成で決する。

(代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の選任・互選・解任)

第 16 条 代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の選任・互選・解任については、理事長が議案として提出する。

2 理事長以外の理事が前項を議案にしようとするときは、第 10 条の定めによる。

3 前項の議案は、定款が定める理事長・副理事長・専務理事・常務理事の定数との整合性を確保する内容でなければならない。

(議決事項)

第 17 条 理事会の議決を経なければならない事項については、意思決定基準で定める。今後、この他に意思決定基準に係る別の定めが発覚した場合は、この基準を優先する。

(報告)

第 18 条 代表理事は、理事会において次の事項を報告しなければならない。

(1)事業の執行状況に関する事項

(2)理事会において決定した案件の執行状況に関する事項

(3)理事会が特に報告を求めた事項

(4)その他特に必要と認めた事項

2 前項の報告を行なうにあたり、代表理事は他の理事または他の者にこれを行なわせることができる。

3 理事及び監事は、自らが必要と考える事項を理事会に報告することができる。

4 前項の報告を行う場合は、第 10 条第1項の規定を準用する。

(役員を選出した総代会の直後に行う理事会)

第 19 条 役員を選出した総代会の直後に行う理事会については、第6条第3項に定める理事及び監事全員の同意があったものとして開催する。

- 2 第9条の定めに関わらず、前項の理事会への議案の提出は、総代会を招集した理事長が行うこととし、この理事長が次期の理事会が円滑に活動を開始する上で必要と認めたときは、総代会終了前に、理事・監事に就任する可能性がある者全員にあてて、前項の理事会に提案する議題をあらかじめ通知することができる。

(常務理事会)

第 20 条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事によって構成する常務理事会を設置する。

- 2 常務理事会は、日常の業務執行及び理事会で決定した事項の執行について、代表理事を補佐する。
- 3 代表理事が理事会に報告・提案する議案については、事前に常務理事会で協議することを原則とするが、緊急な場合はこの限りでない。
- 4 理事会が特に必要と認めたときは、理事会で議決すべき事項の決定を常務理事会に委任することができる。ただし、定款で理事会が議決する旨定めている事項は必ず理事会が議決しなければならない。
- 5 前項による決定を行なう場合には、その常務理事会に、理事長・副理事長・専務理事・常務理事の過半数が実出席し、出席者の過半数の賛成で決しなければならない。
- 6 常務理事会で第4項による議決をするときは、第7条～第9条・第11条～第15条の規定を準用する。

(理事会委員会)

第 21 条 理事会は、特定の案件に関する検討を付託したり、判断を委ねたりするために理事会委員会を設置することができる。

- 2 理事会委員会の委員長及び委員は理事会において選任する。ただし、理事会の議決により委員のみを選任し、委員長を委員による互選に委ねることができる。
- 3 理事会は理事以外の者を委員長または委員に選任することができる。
- 4 委員長は、付託された案件に関する検討または判断の結果について、理事会に報告しなければならない。

(水産支部委員会)

第 22 条 理事会は、函館キャンパスに設置する生協店舗の運営や組合員活動の推進等のために、水産支部委員会を設置し、理事会の議決事項の一部を水産支部委員会の議決事項とすることができる。

- 2 水産支部委員会の設置・廃止は理事会が決し、設置する場合は生協職員の中から水産支部長を選任する。
- 3 水産支部委員会の構成は水産支部長が決する。

4 水産支部長は、活動の状況、議決の結果等について、理事会に報告しなければならない。

(組織委員)

第 23 条 定款第 43 条に基づき、この組合に組織委員若干名を置く。

2 組織委員は理事を補佐し、業務に従事する。

3 組織委員は、次のいずれかの区分で、理事会の議決にもとづき理事長が任免する。

(1) 学生委員会

(2) 院生委員会

(3) 教職員委員会

(4) 留学生委員会

4 理事会はそれぞれの委員会の委員長を任免することができる。

5 理事会は、必要に応じて委員長を補佐する者(副委員長・企画会議委員等と呼ぶ。)を任免することができる。

6 各組織委員は、総代会・理事会の政策の枠内で、委員長(委員長を置いていないときは代表理事)の指示に基づいて業務に従事する。各委員会の委員長は、各組織委員の創意と自発性を最大限生かして活動をすすめるよう留意しなければならない。

7 各組織委員の手当の額は理事会で定める。

8 各委員会の活動に要する費用の総額は理事会で定め、常務理事会が統制を図り、細部は各委員長が決する。

9 委員の任期は、理事長に任命されたときから任を解かれるときまでとする。

(理事会スタッフ)

第 24 条 理事会は、組合員の中から理事会スタッフ若干名を任免することができる。

2 理事会スタッフは、理事会に出席し、理事会の協議に加わる。ただし、議決に加わる権利はない。

3 理事長が特に必要と認めたときは、理事会スタッフは常務理事会の協議にも加わる。

4 理事会スタッフには原則として手当を支給しない。ただし、組織委員でない者を理事会スタッフにするとき等で特に必要と認めるときは理事会の議決により手当を支給することができる。

(専決)

第 25 条 理事会の議決事項であっても、緊急の処理を要するため理事会を招集する猶予がないときは、理事長がこれを専決する。

2 理事長が前項により専決したときは、次の理事会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

3 理事会が前項の承認をしなかった場合、理事長が行なった専決処分は将来に向かってその効力を失う。

(議事録)

第 26 条 専務理事は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事の全員の署名または記名押印を得なければならない。

(傍聴)

第 27 条 理事会は、必要と認めたときは傍聴を認めることができる。

(改廃)

第 28 条 この規則の改廃は、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数の議決で決する。

附則

(施行期日) この規則は、2002 年6月 25 日に制定し、2008 年5月 19 日、2016 年 4 月 20 日に一部改正施行する。

北大生協意思決定基準

2008年1月27日北大理事会決定、2008年5月19日、2016年7月20日
2016年9月21日修正
2018年9月20日修正
2018年9月26日理事会承認

	決定・承認する事項	主な起案者	協議者	決定・承認機関	報告先
基本事項					
1	意思決定基準の改定・改廃	専務理事		理事会	
2	定款の変更・解散及び合併・組合員の除名・事業の全部の譲渡・共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転・役員の実任の免除	専務理事	理事会	総代会	
3	総代会に提案する決算案と剰余金処分案の決定	専務理事		理事会	
4	総代会に提案する生協全体の年次予算案の決定	専務理事		理事会	
5	店舗・部署別の年次予算の決定と決算の決定	所屬長		専務理事	理事会
6	総会及び総代会の招請並びに総会及び総代会に付議すべき事項の決定	専務理事		理事会	
7	理事会の年次の活動方針と総括	専務理事		理事会	
8	第1回理事会の議案準備	専務補佐	前の期の常務理事会	前の期の理事長	
9	総代選挙区分と定数の決定・総代選挙管理委員・資格審査委員の任命	専務補佐		理事会	
10	理事会推薦役員候補の決定	専務補佐	(理事会設置の選考委員会)	理事会	
11	大学・官庁との基本対応方針・契約の決定	専務理事		理事会	
12	学内団体との連携基本方針の起案と決定	各委員長		理事会	
13	大学生協連（地域ブロック含む）・大学生協北海道事業連合・北海道生協連の役員の推薦及び総会代議員の選出	専務理事		理事会	
14	出資金・加入金・年会費等が50万円以上の団体への加入・脱退の決定	専務補佐	理事会	総代会	
15	出資金・加入金・年会費等が50万円以下の団体への加入・脱退の決定	専務補佐		理事会	
16	1件10万円以上の寄付の決定	専務補佐		理事会	
17	〃 未満の 〃	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
役員・組織委員の人事・組織・広報宣伝・組合員活動関連事項					
18	代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の互選	理事長		理事会	
19	理事長・専務理事に事故あるときの代行順序の決定	理事長		理事会	
20	組織委員・各組織委員会委員長等の任免	各委員長		理事会	
21	専務補佐の任命	専務理事		理事会	
22	水産支部長の任免	専務理事		理事会	
23	水産支部委員会の委員の任免			水産支部長	理事会
24	函館キャンパスの組織委員の任免	各委員長		水産支部委員会 ※1	理事会
25	理事会スタッフの任免	専務理事		理事会	
26	役員報酬の上限決定	専務理事	理事会	総代会	
27	役員報酬・手当等の決定	専務補佐		理事会	
28	組織委員の手当の決定	専務補佐		理事会	
29	組合員加入の拒否	専務理事		理事会	
30	機関誌（Letter、きぼうの虹等）、パンフレットの編集・発行	各委員長	常務理事会	専務理事	理事会
31	ホームページの編集・作成	各担当	専務補佐（・各委員長）	専務理事	
32	組合員グループ活動の起案と実施	各担当		各委員長	専務理事
33	組合員向けの学習会・行事等の実施	各委員長	常務理事会	専務理事	理事会
34	組織委員対象の合宿・研修等の実施	各委員長	専務補佐・理事会室長	専務理事	理事会
35	通常期の（仮）総代会議の招集と議題設定			各委員長	理事会
36	組合員の声処理方法の起案と実施	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
37	諸実態調査の実施	各担当者		各担当者	上位者
38	個別の広告掲載の決定			専務補佐	専務理事
経理・管理・経費支出関連事項					
39	理事長印の登録の変更	専務補佐		専務理事	理事会
40	専務理事印の登録の変更	専務補佐		専務理事	理事会
41	財務諸表の様式及び会計方針に関する事項	専務補佐		理事会	
42	会計処理手続きに関する事項	専務補佐		専務理事	
43	長期借入金と借入先の決定	専務補佐		理事会	
44	短期借入金と借入先の決定	専務補佐		専務理事	理事会
45	担保の提供	専務補佐		理事会	
46	訴訟に関する事項	専務補佐		理事会	
47	重要な業務提携・業務委託	専務補佐		理事会	
48	その他の業務提携・業務委託	専務補佐		専務理事	理事会
49	毎月の営業総括と決算の決定	専務補佐		理事会	
50	取引金融機関や金融機関政策の決定	専務補佐		理事会	
51	不動産の購入・売却	専務補佐		理事会	
52	資金運用の実施			専務補佐	専務理事
53	1件20万円以上の未収金貸倒金等、資産処分の決定	専務補佐	常務理事会	理事会	
54	1件5万円以上20万円未満の未収金貸倒金等、資産処分の決定	各所屬長・専務補佐		専務理事	理事会
55	1件5万円未満の未収金貸倒金等、資産処分の決定	各所屬長		専務補佐	専務理事
56	1件100万円以上の差入保証金・有価証券の所得・売却、商品代金の前払い	専務補佐		理事会	
57	1件100万円未満の差入保証金・有価証券の所得・売却、商品代金の前払い	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
58	年間の設備投資等の計画の決定	専務補佐		理事会	
59	計画済みの設備投資等で200万円以上のものの執行	専務補佐	常務理事会	理事会	
60	計画済みの設備投資等で50万円以上、200万円以内のものの執行	各所屬長		専務理事	理事会
61	計画済みの設備投資等で50万円未満のものの執行			各所屬長	専務理事
62	計画外の設備投資等で50万円以上のものの執行	各所屬長	常務理事会	理事会	
63	計画外の設備投資等で50万円未満のものの執行	各所屬長		専務理事	理事会

北大生協意思決定基準

2008年1月27日北大理事会決定、2008年5月19日、2016年7月20日
2016年9月21日修正
2018年9月20日修正
2018年9月26日理事会承認

	決定・承認する事項	主な起案者	協議者	決定・承認機関	報告先
64	1件200万円 以上の予算内支出の執行	専務補佐		専務理事	理事会
65	1件50万円以上、200万円未満の予算内支出の執行	各所属長		専務補佐	専務理事
66	1件20万円未満の予算内支出の執行			各所属長	専務理事
67	1件200万円以上の予算外支出の執行	専務補佐	常務理事会	理事会	
68	1件20万円→50万円以上、100万円→200万円以内の予算外支出の執行	専務補佐		専務理事	理事会
69	1件20万円→50万円未満の予算外支出の執行			専務補佐	専務理事
70	小口現金の増減	各所属長		専務補佐	
71	1 件5000円以上の現金過不足の決定	各所属長		専務補佐	専務理事
72	1 件1000円以上5000円未満の現金過不足の決定			各所属長	専務補佐
73	1件1000円未満の現金過不足の決定			各所属長	
74	規定外の慶弔見舞いに関する判断			専務補佐	
75	職員貸付の実施			専務理事	
76	渉外費の支出	総括Mg		専務補佐	専務理事
77	出張の判断と旅費の決定(※2)	総括Mg		専務補佐	専務理事
78	20万円未満の仮払い決定	総括Mg		専務補佐	専務補佐
79	20万円以上の仮払い決定	総括Mg		専務補佐	
店舗営業・価格政策関係事項					
80	営業日・営業時間の決定	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
81	水産店の営業日・営業時間の決定	水産支部長		水産支部委員会 ※1	理事会
82	閑散期等の臨時的な営業時間の決定	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
83	水産店の閑散期等の臨時的な営業時間の決定			水産支部長	水産支部委員会・理事会
84	重要な店舗リニューアルの実施	専務理事		理事会	総代会
85	食堂の基本メニュー価格の変更	専務理事	理事会	総代会	
86	書籍の基本還元率の変更	専務理事	理事会	総代会	
87	文具基本割引率の変更	専務理事		理事会	総代会
88	セルフコピー機の基本価格の変更	専務補佐		専務理事	理事会
89	予算化され日常的に実施している値引・雑損の実施			各所属長	
90	日々判断している水準を越えた、または損益に20万円以上50万円未満の影響を与える程度の値引・雑損の実施・決定	所属長		総括Mg・専務補佐	専務理事
91	通常では行なわない、または損益に100万円以上の影響を与える程度の値引き・雑損の実施・決定	所属長	総括Mg・専務補佐	専務理事	理事会
92	新たな団体売掛先の認定	総括Mg		専務理事	
93	団体売掛先の停止	総括Mg		専務補佐	専務理事
94	書籍サークルの改廃の決定	所属長	総括Mg・専務補佐	専務理事	
生協職員人事関連事項					
95	人事諸制度の起案と決定	専務理事	労働組合	理事会	
96	総括マネージャー・専務スタッフの任命			専務理事	理事会
97	正規職員の定員計画と異動・登用・待遇変更の決定			専務理事	理事会
98	正規職員の採用の決定				理事会
99	定時・月給アルバイト職員の新たな配置・異動の決定	各所属長	総括Mg	専務補佐	専務理事
100	フレンドリーC職員等の新たな配置・異動の決定	各所属長	総括Mg	専務補佐	専務理事
101	フレンドリーA職員等の新たな配置・異動の決定			各所属長	総括Mg
102	計画に基づくフレンドリー職員の採用			各所属長	総括Mg・専務補佐
103	非正規職員の就労条件の変更	専務補佐	パート労組	専務理事	理事会
104	手当を支給するフレンドリー職員の決定			各所属長	専務理事
105	職員の3ヶ月以上2年以内の休職の決定	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
106	辞令の交付	総務担当	※3	専務理事	理事会
107	年間の賃金・人事政策、対労働組合事項の基本方針の決定	専務理事		理事会	
108	基本方針に基づく労組との交渉と妥結	専務補佐		専務理事	理事会
109	職員の労働時間政策の決定	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
110	労働環境・福利厚生・健康安全業務の実施	専務補佐	常務理事会	専務理事	理事会
111	定時職員・フレンドリー職員の投下計画の起案と実施			各所属長	総括Mg・専務補佐
112	正規職員の退職の起案と統制	総括Mg		専務理事	理事会
113	理事会推薦懲罰委員の選出・懲罰委員会への発議	専務補佐		専務理事	理事会
114	正規職員への懲罰の決定	常務理事会	懲罰委員会	理事会	
115	職員の表彰の決定	専務補佐		専務理事	理事会

(文中「総括Mg」＝「総括マネージャー」)

各委員長とは、該当する組織委員会の委員長

- () 内で記述されているものは、その設置がない場合や該当者が存在しない場合は適用しない。
「所属長が決し専務理事に報告」となっているものは、総括Mgが存在する場合、総括Mgにも報告する。
「専務理事が決し理事会に報告」となっているものは、常務理事会が開催された場合常務理事会にも報告する。
※1 水産支部委員会が開催されない場合は、総括Mg及び専務補佐が起案し水産支部長(支部長が決定する)。
※2 出張の判断は所属長が行なう。所属長自らが出張する際は自ら決する。出張の後旅費精算書を専務補佐に提出し、専務補佐が出勤して本人や旅行部へ支払う。仮払いが必要な場合、78または79により行なう。
※3 辞令について、必要な印鑑は総務担当と専務理事のみ。専務補佐の印鑑不要。